HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アリストテレス『トピカ』Ａ巻における弁証術研究［全文の要約］
Author(s)	北郷, 彩
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第12379号
Issue Date	2016-09-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63423
Type	doctoral thesis
File Information	Aya_Kitago_summary.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

アリストテレス『トピカ』A 巻における弁証術研究（要約）

北郷　彩

本論文は、アリストテレスによる『トピカ』A 巻において弁証術の方法がいかなるものとして構想され、アリストテレスがいかなる手順を持って方法の構築としたかについての考察である。この考察にあたって、私は A 巻 1 章冒頭における宣言を導きとした。すなわち、アリストテレスによる弁証術の方法構築のゴールは、(i-1)目の前に提示されたあらゆる問題について、(ii-1)我々が共有見解に基づき推論することが可能となるであろうところの、また(iii-1)我々自身が議論を与える際に不整合なことを何も言わずにすむところの(iv-1)方法を発見することであった。

弁証術が、(i-1)目の前に提示されたあらゆる問題を扱うことのできる技術であることは、それまでのソフィスト的な方法が問答の技術として刷新されるべきであることを意味し、また、それを後押しする言論の技術としての推論の方法が、普遍的な形式として導入されるべきであることを意味した。この方法において自らの目指すものについて、アリストテレスは、(ii-1)共有見解に基づき推論することを挙げ、この仕方で研究対象領域を限定すると共に、その具体的な道具としてプレディカビリアと述定（カテゴリー）を挙げた。同様に、(iii-1)我々自身が議論を与える際に不整合なことを何も言わずにすむことは、言論の技術において我々の目指すべき実利が、論理的な整合性に基づく主張の基礎づけであって、この点においていわゆる修辞やソフィストの術と異なることであった。そしてこの実利のために必要となるのが、用いるべき諸命題の種類やその扱い方の理解であった。また、(iv-1)これらについて「方法」を与えることが『トピカ』の目的であるが、それは特に、アリストテレスが弁証術の研究として分析的な手法を採ることを意味している。アリストテレス弁証術の理論的な部分、すなわち議論の構成要素として形式言論構築術的な(logikos)諸概念であるプレディカビリアや述定（カテゴリー）を取り出すことにおいては、アリストテレスの関心は、弁証術すなわち適切に為される対話的議論の仕組みを解明するところにあるのであり、アリストテレス自身が弁証術的なアプローチをもってこの研究に着手したのではなかった。

本論文においては、初めに、弁証術の構築においてアリストテレスの為した発見について、二つの点を指摘した（1 節）。一つには、彼がこの仕事を「共有見解に基づく推論」という仕方で研究対象と定めたことは、それまでに網羅的な仕方では体系化されなかった言論領域とその技術を新しく境界づけることであった。彼は A 巻 1 章において、推論の規定、共有見解の規定、また四種の推論の規定を与えており、共有見解に基づく推論として研究対象に定めたものが、何との対比によって特徴づけられるのかを明らかにしている（3 節）。それによれば、推論は、一方では固有の類において機能する推論と固有の類を持たない推論として特徴づけられ、もう一方では、各々において用いられるべき前提命題が、真であ

るもの（論証において）、真でないもの（誤謬推論において）、共有見解であるもの（弁証術的推論において）、見かけ上のみ共有見解であるもの（争論的推論において）として特徴づけられた。弁証術的推論は、固有の類を持たない推論として、共有見解に基づき構成されるものであるという点において、他の種類の推論との対比を作るのであった。「真かつ第一のもの」と「共有見解」は、推論の前提命題となるものの特徴づけとして重要な対照を為すが、双方の違いは、内容の蓋然性の度合いによるのではなく、推論において人がその命題を扱う様式の違いであった。すなわち、厳密に真偽を問われる命題を、我々はまたその真を保留して、対話者同士の同意に基づいて措定する前提命題としても扱うことができるのであった。同じ命題は、知識の獲得を目指す論証において前提として措定するか、それとも命題の検証吟味を目的とした弁証術的推論において前提として措定するかによって使い分けることも可能であろう。

上の仕方で特徴づけられた共有見解は、アリストテレスが弁証術において方法の概要と看做した次のことを可能にするものであった。すなわち、一般的な議論において人が目指す事柄は、一つの基礎づけられた主張の提示であり、この提示が成り立つためには、基礎づけが適切に為されたか否かの吟味をくぐり抜けねばならない（4 節）。その際、措定される前提命題は、対話者同士が仮にそのように同意して措定する命題であり、万一他に措定されるべき命題と矛盾を引き起こすことが判明する場合には覆されねばならない命題である。

弁証術の構築においてアリストテレスの為した発見は、もう一つには、推論を用いた議論の技術として一般に認知されるでもあろう弁証術が、命題の検証吟味を遂行するものであるとして、これが適切に遂行されるための手順を、プレディカビリアという構成要素の特定により、用いられ得るあらゆる命題の形式上の一つの成立要件を知ることとしたことである。プレディカビリアを構成要素として特定する際、アリストテレスは一般に議論がいかなるものどもに基づいてあるかを考察することから始めた（5 節）。諸命題、諸問題の下位構成部分としての四種のプレディカビリアを特定したとき、それは、議論において展開される主題の最小単位と言うことができる。四種はいずれも、命題において挙げられている事物について、何事かが述べ立てられる形式であり、もし命題の形式をアリストテレス弁証術の想定する標準形に変換するならば、理論上、あらゆる命題の構成要素をそれに従って分類できる。

四種のうち、固有性、類、付帯性は恐らくはすでにアカデメイアの問答の現場において知られていた概念であろうが、アリストテレスの構想においては、これらはいずれも、事物の本質についての問い、すなわち「事物 X とは何であるか」の問いが問われた際に、これに対する可能な応答となるものであり、いずれも定義的と呼ばれた（7 節）。しかしこれらの概念、また同様の文脈において用いられた従来の定義の概念は、アリストテレスにとって、事物の厳密なアイデンティティを示す概念としては不足であった。アリストテレスの構想は、定義形成句と呼ばれる、「事物 X は何であるか」の問いに対する最も厳密な応答

となる概念の導入により、事物の本質を意味表示することについてより明確な説明を与えるものであった（6 節）。四種がいずれも事物の何らかの一性を表すことにより、四種によって同性を分析することが可能であること、またこれに伴って、同性言明を四種のプレディカビリアに分類することが可能であることもまた指摘された（8 節）。定義形成句は、事物に固有であること、そして事物の「何であるか」において述語となることという二つの条件の組み合わせにより特徴づけられ、また他方、固有性、類、付帯性の三種は、これら二つの条件を同時には満たさないもののバリエーションとして、事物の本質を意味表示するには不足のある点が明らかに特徴づけられることとなった（9 節）。

プレディカビリアは事物の定義的な特徴づけをめぐる形式として導入されているが、これらが議論の最小単位として初めに特定されたのは、これらに基づき述定の類（カテゴリー）が導入された展開においても重要な点であった（10 節）。述定の類として導入された十種、さらにその拡張によって存在の類として導入された十種は、事物についての「何であるか」を述べるもののバリエーションとして挙げられることが不可欠であった。さらに、事物の「何であるか」において述語となるか否かという上述の条件は、述定にとって重要な次の区別の基礎ともなっている。すなわち、述定の類の第一位に挙げられる実体語は、他の九種と異なり、常に事物について自己述定されるのに対し、九種は、事物について自己述定されるのみでなく、他己述定されることもあり得る。これらは、実体と属性の身分差を生む点として、存在論の文脈において重要な基礎づけとなるであろう。

プレディカビリアと述定が、議論一般の構成要素として挙げられることを特定したならば、これらを用いて、議論を分析的に見ることが可能となる。検証吟味による命題の確立と覆しは、この分析的な視点により、有効な論点の枚挙によって道具を与えられる。それ故、プレディカビリアと述定を弁証術の理論部分として理解すべきであろう。他方で、弁証術という言論領域自体を規定する必要のあったアリストテレスにとっては、実際に推論を構成するにあたり、いかなる命題を用いるべきであり、いかなるものを許容範囲とすべきか、また推論を構成する目的のうちで弁証術にとってふさわしいものとそうでないものは何かという諸点もまた考察の対象であった（11 節）。弁証術において用いられるべき諸命題は共有見解的な命題として再び規定され、一つの共有見解に類似のものや、一つの共有見解に反対のものが矛盾対立に即して提示されたものなど、一つの許容されたものから変換した形で同様に共有見解として認めてよいと思われるものの諸特徴が挙げられた。また、弁証術において扱われるべき問題は、選択や忌避、真理や認識に役に立つものなど、或る主張を言論によって基礎づける目的を持つ諸問題として挙げられた。

A 巻において最も実践の色濃い方法論は､推論の手立てを見出す四つの道具が導入される箇所であった（12 節）。それらは、命題を容認すること、多義性を分割すること、種差を発見すること、類似性を調査することとして紹介された。一つには、これらを会得していることによって、自らの主張を導くための推論を作る際に誤りを少なくするであろうし、もう一つには､これらをじかに論じる推論を作ることが戦略となるであろう。命題の容認は、

共有見解的な命題の諸特徴を知ることによって、或いは容認すべき内容の諸命題を見つけるために、書かれた議論を用いたり、人々の見解をよく理解したりすることによって方法が得られた。また語が多義的に用いられているか否かを検討するために、十七の論点が提示された。種差の発見と類似性の調査は、いわば二つの事物間で、何が互いに異なるか、そして何が互いに類似であるかを検討することを勧めるが、これらの観点は、事物の定義を与える試みにおいて、特に同と異の議論、或いは類や種差の発見といった点で多くの貢献をするであろう。

アリストテレスが弁証術の基礎部分を以上のように構築した際、明確な目的意識を持っていたことを我々は見逃すべきではない。弁証術は、例えば論証理論や推論規則の研究からは明確に区別されたものとして構想されており、事物についての「何であるか？」の問いをめぐって為される議論の混乱に打開策を与える目的を持って提案されている。プレディカビリアを用いた命題分析の手法に見られるように、言語分析的な関心から事物の探求の一方法を模索した弁証術は、アリストテレス哲学の体系において方法上の一翼を担っていると言える。